

事業性に着目した融資の推進に関する業務の基本方針について

〔 令和 5 年 12 月 1 日
閣 議 決 定 〕

「経済財政運営と改革の基本方針 2023」（令和 5 年 6 月 16 日閣議決定。以下「骨太方針 2023」という。）等を踏まえ、経営者保証等に依存しない事業性に着目した融資の推進を図るため、金融庁において事業性に着目した融資の推進に関する企画及び立案並びに総合調整を行うこととし、同庁において本業務に取り組むに当たり、内閣法（昭和 22 年法律第 5 号）第 12 条第 2 項第 2 号に規定する基本的な方針として本基本方針を定める。

1. 基本的な方針

幅広い事業者に対し、その持続的な成長を促すような資金提供が実施されるためには、金融機関等が不動産担保や経営者保証等に安易に依存するのではなく、事業者の実態や将来性を的確に理解し、その特性に着目した融資を行う必要がある。

政府においては、事業性に着目した融資の推進のために、これまでも様々な取組を行っており、特に近年、令和 4 年 12 月に「経営者保証改革プログラム」を、令和 5 年 8 月に「挑戦する中小企業応援パッケージ」を策定し、金融機関等に対して、事業性に着目した融資を促すことで、スタートアップの創業や円滑な事業承継、早期の事業再生を後押ししてきたところである。

しかしながら、事業者からは、不動産担保や経営者保証等がなければ資金を調達することが難しい、といった課題が今もなお指摘されている。

こうした指摘を踏まえ、骨太方針 2023 や「デフレ完全脱却のための総合経済対策」（令和 5 年 11 月 2 日閣議決定）等では、知的財産・無形資産を含む事業全体を担保に金融機関等から資金を調達できる制度（事業成長担保権（仮称））の創設を目指すこととされており、金融機関等が事業者の事業そのものを評価し、成長資金の供給等に一層努めることが重要となっている。

このため、骨太方針 2023 等を踏まえ、以下の内容を含む法案（事業性融資推進法案（仮称））について令和 6 年通常国会に提出することを目指すなど、経営者保証等に依存しない事業性に着目した融資を推進するための環境整備を更に進め、中小企業等に対する金融の円滑化の推進を一層図るべく、金融の円滑を図ることを任務とする金融庁において、関係府省庁間の必要な総合調整等を行うこととする。

- (1) 金融機関等による事業性に着目した融資が推進されるよう政府の基本方針を定める。

- (2) 事業性に着目した融資の推進に関する司令塔機能を強化し、事業者及び金融機関等に対する施策の周知・浸透等、事業性に着目した融資の推進に総合的かつ集中的に取り組む。
- (3) 金融機関等が、事業性に着目した融資やそれに付随した経営支援をより実施しやすくなるよう、事業成長担保権（仮称）については、金融機関等の融資実務や体制整備の改善を推進するための措置（経営者保証の利用制限等）を組み入れ、事業性に着目した融資の推進に資する法制度として設計する。その際、制度が安定的に運用されるよう、当局の監督上の関与を確保する。
- (4) 事業性に着目した融資に関して高度な専門的知見を有し、融資実務や体制整備について金融機関等や事業者を支援する機関（認定事業性融資推進支援機関（仮称））の認定制度等を設計する。

2. 1. に基づき行う事務の内容と関係府省庁

1. の基本的な方針に基づき、関係府省庁においては、以下のとおり事務を分担し、相互に緊密な連携を取りつつ、一体的かつ効率的に事業性に着目した融資の推進に取り組むものとする。

- (1) 金融庁は、金融庁設置法（平成 10 年法律第 130 号）第 4 条第 2 項に基づき、事業性に着目した融資の推進に関して、当該融資の推進に資する事業成長担保権（仮称）の制度設計、認定制度の認定基準等に係る施策の調整を関係府省庁と行い、1. に掲げる法案を提出することを含め、行政各部の施策の統一を図るために必要となる企画及び立案並びに総合調整を行う。
- (2) 金融庁以外の 1. に掲げる法案の関係府省庁は、（1）の事務の実施に際し、当該法案の所管に係る部分の企画及び立案を行うとともに、情報又は知見の提供その他の必要な協力を行い、事業性に着目した融資の推進に関連する所掌事務に当たることとする。
- (3) その他の関係府省庁は、（1）の事務の実施に際し、情報又は知見の提供その他の必要な協力を行うとともに、事業性に着目した融資の推進に関連する所掌事務に当たることとする。